

令和5年第1回

東紀州環境施設組合議会定例会会議録

令和5年3月28日（火）開会

令和5年3月28日（火）閉会

東紀州環境施設組合議会

令和5年第1回東紀州環境施設組合議会定例会会議録目次

出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者	1
議事日程	2
開 会	2
管理者挨拶	2
開 議	3
諸般の報告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
議案の上程	
議員提出議案第1号	4
議案第2号	5
議案第3号	9
議案第4号	10
議案第5号	12
一般質問	20
8番 世古 正君	20
1 施設整備基本方針について	
2 住民からの意見について	
閉 議	31
管理者挨拶	32
閉 会	32
署名議員	33

令和5年第1回東紀州環境施設組合議会定例会会議録

日時 令和5年3月28日(火)午前10時

場所 尾鷲市立中央公民館 講堂

○出席議員 8名

3番	久保	智君	4番	畑中	新子 さん
5番	入江	康仁君	6番	岡村	哲雄君
7番	山本	章彦君	8番	世古	正君
9番	向井	健雅君	10番	奥峪	康之君

○欠席議員 2名

1番	小川	公明君	2番	村田	幸隆君
----	----	-----	----	----	-----

○説明のため出席した者

管 理 者	加藤	千速君
副 管 理 者	河上	敢二君
副 管 理 者	尾上	壽一君
副 管 理 者	大畑	覚君
副 管 理 者	西田	健君
会 計 管 理 者	三鬼	基史君
事 務 局 長	福屋	弘樹君
事務局次長兼総務係長	大崎	弘二君
事務局業務係長	上村	健一君
尾鷲市環境課長	吉澤	道夫君
熊野市環境対策課長	濱中	拓也君
紀北町環境管理課長	宮本	忠宜君
御浜町生活環境課長	岡田	織謙君
紀宝町環境衛生課長	芝	征史君

○職務のため出席した者

事務局主任	阪井	耕平君
事務局主事	辻	頼人君

○議事日程

日程第1	仮議席の指定
日程第2	議席の指定
日程第3	会議録署名議員の指名
日程第4	会期の決定
日程第5	議員提出議案第1号 東紀州環境施設組合議会の個人情報の保護に関する条例案
日程第6	議案第2号 東紀州環境施設組合個人情報の保護に関する法律施行条例案
日程第7	議案第3号 東紀州環境施設組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例案
日程第8	議案第4号 東紀州環境施設組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例案
日程第9	議案第5号 令和5年度東紀州環境施設組合一般会計予算について
日程第10	一般質問

午前 10時00分 開会

開 会

○副議長（久保智君） おはようございます。定刻となりましたので、ただいまから、令和5年第1回東紀州環境施設組合議会の定例会を開会いたします。本日、小川議長が所用のため欠席しておりますので、地方自治法第106条の規定により、私副議長が議長の職務を務めさせていただきます。開会にあたり、管理者より挨拶があります。

管理者。

管理者挨拶

○管理者（加藤千速君） 皆さま、おはようございます。議員の皆さまには、令和5年第1回東紀州環境施設組合議会議定例会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本組合は、令和3年4月に組合を設立して3年目を迎えようとしておりますが、その間、事業の進捗といたしましては、まず、広域ごみ処理施設整備基本計画策定委員会において令和3年10月から1年4ヶ月にわたり、専門的知見や地域住民のニーズなど幅広い観点から、ごみ処理施設整備において重要な項目について、ご議論をいただき、組合としては、昨年8月と11月に住民説明会を開き、その後パブリックコメントを実施し、本年2月に委員会から基本計画の答申を受け、広域ごみ処理施設整備基本計画を策定したところでございます。

また、生活環境影響調査につきましては、昨年より実施しております現地調査を5月末まで引き続き行ってまいります。来年度は、予測・影響分析、調査書の作成、公告・縦覧、その後住民説明会を開催する予定であります。

さて、本定例会では、条例案及び令和5年度一般会計予算の4議案を提出させていただきます。どうぞ、よろしくご審議賜り、ご承認賜りますようお願い申し上げ、開会にあたっての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

午前 10時03分 開議

○副議長（久保智君） これより、本日の会議を開きます。ただいまの出席議員は8名であります。よって、会議は成立しております。事務局長をして、諸般の報告をさせます。
事務局長。

諸般の報告

○事務局長（福屋弘樹君） ご報告申しあげます。本日の欠席通告者は、病気のため村田議員、所用のため小川議員が欠席でございます。
なお、お手元に議長報告及び議事日程を配布してございますので、ご確認のほど、よろしくお願
いいたします。以上でございます。

日程第1 仮議席の指定

○副議長（久保智君） それでは、これより議事に入ります。本日の議事につきましては、お手元の
議事日程によりまして、執り進めたいと思っておりますのでよろしくお願
いいたします。
それでは、日程第1、仮議席の指定を行います。仮議席は、ただいま、ご着席の議席を指定い
たします。

日程第2 議席の指定

○副議長（久保智君） 次に、日程第2、議席の指定を行います。会議規則第3条第1項の規定によ
り、議席は議長において指定いたします。議員諸氏の氏名とその議席の番号を事務局に朗読いたさ
せます。
事務局長。

（議席番号及び氏名朗読）

○事務局長（福屋弘樹君） 朗読いたします。1番 小川公明議員、2番 村田幸隆議員、3番 久
保智議員、4番 畑中新子議員、5番 入江康仁議員、6番 岡村哲雄議員、7番 山本章彦議員、
8番 世古正議員、9番 向井健雅議員、10番 奥峪康之議員、以上でございます。
○副議長（久保智君） ただいまの朗読のとおり、議席を指定いたします。それでは事務局より、議
員名簿と席次表を配布いたさせます。

日程第3 会議録署名議員の指名

○副議長（久保智君） 次に日程第3、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員
は、会議規則第95条の規定より、議長において7番 山本章彦議員、9番 向井健雅議員を指名い
たします。

日程第4 会期の決定

○副議長（久保智君） 次に日程第4、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。本定例会の会期については、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○副議長（久保智君） ご異議なしと認めます。よって本会の会期は、本日の1日限りとすることに決しました。

議案の上程（議員提出議案第1号）

日程第5 議員提出議案第1号 東紀州環境施設組合議会の個人情報の保護に関する条例案

○副議長（久保智君） 次に日程第5、議員提出議案第1号「東紀州環境施設組合議会の個人情報の保護に関する条例案」を議題といたします。事務局に議案の朗読をさせます。
事務局長。

（事務局長 福屋弘樹君 議案朗読）

提案説明

○副議長（久保智君） 提出者の提案理由の説明を求めます。4番、畑中議員。

（4番 畑中新子さん 登壇）

○4番（畑中新子さん） 議員提出議案第1号「東紀州環境施設組合議会の個人情報の保護に関する条例案」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。議員提出議案資料の1ページをお開きください。これまでの個人情報保護制度が、個人情報を取り扱う実施主体ごとに異なった法令が適用されていましたが、個人情報の保護に関する法律が改正され、個人情報の取扱いが一元化されることとなります。しかし、議会は、同法の適用除外となるため、当組合議会としても個人情報の適切な取扱いが行われることが望ましいことから、議会における個人情報の取扱いに関する必要な事項について、条例で定めるため、地方自治法第112条及び会議規則第12条の規定に基づき、本案を提案するものでございます。内容についてご説明します。2ページをご覧ください。中段の第2条では、用語の定義として、「個人情報」、「個人識別符号」、「要配慮個人情報」等の用語について、法と同様の内容を規定しています。4ページをご覧ください。第3条では、議会の責務として、個人情報の適正な取扱いが確保されるよう、必要な措置を講ずることを規定しています。中段の第2章では、個人情報等の取扱いとして、「個人情報の保有」、「利用目的の明示」、5ページに移りまして、「適正な取得」、「安全管理措置」、「利用及び提供の制限」等について、法の規定に沿った内容を規定しています。8ページをご覧ください。中段の第3章では、個人情報取扱事務を行う際に届け出なければならない事項を規定しております。次に第4章、第1節では、議会が保有する自己情報の開示請求について、資料13ページの中段になりますが、第2節では訂正請求について、資料14ページの下段になりますが、第3節では利用停止請求について、何人も請求権を持つことを規定するとともに、請求手続きについて執行機関と同様の手続きをする内容を規定しています。資料16ページをご覧ください。中段の第4節では、審査請求手続きについて、所要の規定を設けるとともに、東紀州環境施設組合情報公開・個人情報保護審査会に諮問することを規定しております。17ページの下段をご覧ください。第6章では、職員等が正当な理由なく個人情報の提供、盗用等を行った際の罰則について、18ページにかけて規定しています。なお、施行期日につきましては、令和5年4月1日

からとしております。以上、簡単ではございますが、議員提出議案第1号「東紀州環境施設組合議会の個人情報の保護に関する条例案」についての提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご賛同賜りますよう、お願い申し上げます。

○副議長（久保智君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。ございませんか。質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○副議長（久保智君） 討論なしと認めます。よって討論を終結いたします。これより採決を行います。議員提出議案第1号「東紀州環境施設組合議会の個人情報の保護に関する条例案」につきまして、原案に賛成の方は、挙手をお願いします。

（挙手全員）

○副議長（久保智君） 挙手全員であります。よって議員提出議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案の上程（議案第2号）

日程第6 議案第2号 東紀州環境施設組合個人情報の保護に関する法律施行条例案

○副議長（久保智君） 次に日程第6、議案第2号「東紀州環境施設組合個人情報の保護に関する法律施行条例案」を議題といたします。

提案理由

○副議長（久保智君） 管理者に提案理由の説明を求めます。管理者。

（管理者 加藤千速君 登壇）

○管理者（加藤千速君） それでは、議案第2号「東紀州環境施設組合個人情報の保護に関する法律施行条例案」につきまして、説明いたします。議案書1ページをご覧ください。本案は、個人情報の保護に関する法律が改正され、これまで各地方公共団体が条例で定めていた個人情報保護制度について、全国的な共通ルールが適用されることとなったため、現行の東紀州環境施設組合個人情報保護条例を廃止するとともに、新たに条例を制定するものであります。以上、提案理由の説明とさせていただきます。詳細につきましては、事務局長より説明いたしますので、よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○副議長（久保智君） 事務局長。

○事務局長（福屋弘樹君） それでは内容のご説明を申し上げます。お手元の議案書の1ページをお開きください。議案第2号「東紀州環境施設組合個人情報の保護に関する法律施行条例案」につきましては、デジタル社会形成整備法による施策の一つとして、個人情報保護制度は実施主体によって適用される法令が異なっているため、個人情報の保護に関する法律が改正され、改正後の法律に一本化されました。このことにより、地方公共団体にも、同法が一律に適用されることになるため、現行の東紀州環境施設組合個人情報保護条例を廃止し、新たに条例で規定することが許容される事項等を定めるものでございます。主な内容としまして、第3条では、組合の機関が取り扱う個人情報の事務の開始、変更、廃止に伴う手続きについて規定しております。第4条では、開示請求に要する費用負担について規定しており、これまで同様、手数料は無料とし、書類の写しの作成や送付

に要する費用は、ご負担いただくこととしております。2ページをご覧ください。第5条では、開示決定等の期限について規定しており、法では開示請求のあった日から30日以内に開示決定等を行うこととなっておりますが、当組合では原則14日以内とし、速やかに開示決定するよう努めることとしております。第6条では、開示請求に係る保有個人情報、著しく大量であるため、44日以内に全てについての開示決定等を行うことにより、事務の遂行に著しい支障が生じる恐れがある場合は、相当の期間内でよい特例を設けております。第7条では、専門的な見地に基づく意見を聞くことが特に必要な場合として、条例の改廃、安全管理の措置、運用上の細則を定める場合は、東紀州環境施設組合情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる規定としております。この条例は、令和5年4月1日から施行となります。以上で内容の説明を終わります。

○副議長（久保智君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

世古議員。

○8番（世古正君） 何点か質問をさせていただきたいんですけども、先ほどの組合議会の、議会としての個人情報保護条例は、56条ということで独自の条例として制定をされました。たたき台としては、町村議長会とかいうところの案を参考にされているんだと思いますけれども、今回の方ではですね、個人情報保護法は180条という膨大な量の条例になってるんですね。法律になってると。この中で、地方自治体のこれまで固有の権利として持った部分がほとんどカットされているということでは、また討論の中で申し上げますけれども、いくつか問題点があります。そこで、まずお尋ねしたいのが、要配慮個人情報の定義をまずお聞かせ願いたいと。まとめて言った方が、管理者よろしいですか。いくつかあるんですけども1つずつの方がよろしいですか。

○副議長（久保智君） 一問一答でお願いいたします。

○8番（世古正君） じゃあ、要配慮個人情報の定義について、まずお尋ねしときたいと思います。

○副議長（久保智君） 事務局長。

○事務局長（福屋弘樹君） 要配慮の定義といたしまして、個人情報のこの制度はですね、国がそれぞれの自治体がばらばらになっていたものを、個人情報の法律を改正して一本化したものでございます。

○副議長（久保智君） 世古議員。

○8番（世古正君） 質問には答えていただけていないようですけれども、個人情報保護法はですね、本来は個人情報を守る、地域の皆さんの個人情報を守るための制度として作られていました。今回の国の改正は必ずしもそうっていないというところがあります。要配慮個人情報の定義をきちっと掴んどかないとですね、例えばこちらから言いますが、人権、信条、社会的身分、病歴、犯罪者、被害者等ですね、個人情報はこれまでは取得をしないという大きな原則があったと思うんですけども、今回の個人情報保護法の改正によって、これはどう変わったのかという問題があります。たぶんもうお答えいただけないと思いますから、私から言いますが、改正された個人情報保護法は、要配慮個人情報の原則保有の禁止を認めていないということが定められております。言うならば、要配慮個人情報についても、収集することはですね、できるんだということが今回の法律で大きく、180度転換されたという問題があります。それからもう一点お尋ねしたいのですが、匿名加工情報についての対応は、一部事務組合としてどう対応されるのか、これについてお尋ねをしたいと思います。

○副議長（久保智君） 事務局。

- 事務局次長（大崎弘二君） 匿名加工情報につきましてはですね、国の方では経過措置として当分の間、都道府県及び指定都市について適用することとして、他の地方公共団体は任意で提案募集実施することを可能としております。当組合におきましては、匿名加工情報の提供については、想定してございません。
- 副議長（久保智君） 世古議員。
- 8番（世古正君） 今回のごみ問題はですね、反対運動されてる方もありますし、パブリックコメントで自らの意見を出される方もおります。そういう方の情報が皆集まってきているわけですね。それだけに、個人の権利利益等を守るためには、本来は出すべきではないけれども、今回の個人情報保護法の改正の中では匿名加工情報にすれば、本人の同意を得なくてもですね、データ提供を外部に対してできるという規定になっていると思うんですけども、そのような理解でよろしいですか。
- 副議長（久保智君） 事務局。
- 事務局次長（大崎弘二君） はい、そのとおりでございます。
- 副議長（久保智君） 世古議員。
- 8番（世古正君） あと3つ、4つ、少し時間あります、すいませんけども、ありますのでお聞きしたいんですけども、今回は法律改正でですね、大容量の情報が国に一括して集まる仕組みが作られております。それらの大容量の国民のいろんな権利がですね、情報がどこで管理されているのかということは、お分かりでしょうか。分かれば教えてください。
- 副議長（久保智君） 事務局長。
- 事務局長（福屋弘樹君） すいません、申し訳ございません、承知しておりません。
- 副議長（久保智君） 世古議員。
- 8番（世古正君） 国内に集まった膨大なデータの最終的管理社がどこにあるかって言えば、アメリカのアマゾン社のサーバーにですね、大容量の日本の個人情報が集積されるという流れになっております。そしてアメリカ自身の法律によってですね、アメリカ政府がこういうところに集まったデータの開示を求めた場合は、阻止できないということではアメリカにおいてはただ漏れになる可能性もあるということがあります、日本人の個人情報がですね。そういう仕組みがされてるってことでは、問題があるかと思えます。もう一点お尋ねしたいのは、職場等でですね、職員の皆さんこれから大変な激務になると思うんですけども、あつてはならないことですけども、例えば過労死等が発生した場合ですね、職員の遺族が個人情報の開示請求ができるのかできないのか、その辺についてはどのように見解をお持ちですか。
- 副議長（久保智君） 執行部の答弁を求めます。事務局。
- 事務局次長（大崎弘二君） 今回の個人情報保護法の改正については、生存者のみを対象としておりますが、遺族からの請求等に当たっては、場合によっては提供できるものと考えております。
- 副議長（久保智君） 世古議員。
- 8番（世古正君） 原則できないという規定になっているんですね。原則できない。ただ、いろんな配慮された中で出せる可能性もあるか分からないけども、原則は提供できないんだと。そうなるのと、職場で亡くなった方々の、この過労死の実態をですね、遺族が知りたくてそのことを求めても開示されないというようなことが起こりうるわけですね。その辺も今回の個人情報の問題点として残されていると思います。最後にもう一点だけ聞きます。改正個人情報保護法は、新たな産業の創出並びに活力ある経済社会に進むのであると書き込まれております。個人情報保護の、個人情報保

護からですね、これまでの個人の一人一人の皆さんの個人情報を保護する立場から、企業利益のために個人情報の利活用に転換するものであるというふうに私は理解しているんですけども、そのように理解してもよろしいのでしょうか。

○副議長（久保智君） 事務局。

○事務局次長（大崎弘二君） 議員おっしゃるとおりでございます。

○副議長（久保智君） 他にございませんか。無いようですので、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はございませんか。

8番、世古議員。

○8番（世古正君） それでは、反対の立場で討論を行いたいと思います。議案第2号、東紀州環境施設組合個人情報の保護に関する法律施行条例について、反対の立場で討論を行います。すでに先ほども申し上げましたけども、国の法は180条の多量膨大な個人情報が作られております。議会でも56条。ところが、組合の方から出されたのは、わずか9条と。ほんの一部の条例改正だけなんです。結局その権限しか地方自治体に与えられていないということになります。これまで、地方自治体や事務組合の個人情報保護条例は、条例制定権や地方自治権に基づき、その内容も改正をしながら発展させてきました。その目的は、個人の権利利益を保護する、かつ公正で適切な運営を図ることと、市民町民の権利利益の保護を第一に置いておりました。各自治体や一部事務組合の個人情報保護制度は、国に先行して条例を整備し、内容も不十分ながらも発展させてきた点では、地方自治の自治権の象徴的な存在の一つでありました。今回の条例改正は、各自治体の条例制定権を無視し、国が法律施行条例の制定とするよう、自治体が保有の権利として築いてきた条例を、データ流通の支障になるとして、一旦リセットし、国の法律に統一するもので、各自治体の権限を大幅に制限をし、条例制定権を蹂躪するものであります。また、国は条例をリセットし、共通ルール化する最大の目的は個人情報の利活用であります。匿名加工情報制度と情報流通を自治体に行わせようとしております。特定の個人を識別できないように加工されることで、非個人情報として扱われ、本人の同意を得ることなく、第三者への提供、目的外利用が可能されるのが匿名加工情報であります。いくら匿名加工がされていても、他の情報と組み合わせれば、個人が判別されることもあると言われております。プライバシーに関わる情報が、本人も知らない間に行政から民間や企業活動に、データ提供できるようにするというのが、今回の改正の狙いであります。匿名加工情報制度と情報連携については、法律の変更やデジタル庁の権限強化されたもとで、強制的な指導が行われることも考えられます。一部事務組合が保有する市民町民の皆さんの個人情報は、公権力を行使して取得したり、申請や届出で義務として提出されたものであります。そういった個人情報を外部に流出させ、目的外利用させることに道を開く条例改廃を認めることはできないということで反対の討論に代えたいと思います。

○副議長（久保智君） 他に。

○5番（入江康仁君） 議事進行で。ちょっと確認だけけど、質疑に対しては回数は制限ないんですか。それともう一点、討論は自席でやるようになってます。討論こじじゃなかった。

○副議長（久保智君） 質疑については、一問について3回ということで、一問一答でいただきましたんで、一問について3回ということです、という見解です。討論は自席で結構です。

9番、向井議員。

○9番（向井健雅君） 賛成の立場で討論させていただきます。今すぐ世古議員がおっしゃった考え

方には、全く反対の立場でございます。この法に関しては、全く問題ないというふうに考えておりますので、賛成をいたします。

○副議長（久保智君） 他にございませんか。無いようですので討論を終結いたします。

○5番（入江康仁君） 議長、反対の立場でって、賛成の立場じゃないの。世古議員に対しての反対じゃなくて、議案に対する。だから賛成なんですよ、今の意見は。

○8番（世古正君） 訂正してください、きちっと。

○副議長（久保智君） 今の向井議員の発言は、この議案に対する賛成の立場でよろしいですね。はい、了解しました。これより採決を行います。議案第2号「東紀州環境施設組合個人情報の保護に関する法律施行条例案」につきまして、原案に賛成の方は、挙手を願います。

（挙手多数）

○副議長（久保智君） 挙手多数であります。よって議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案の上程（議案第3号）

日程第7 議案第3号 東紀州環境施設組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例案

○副議長（久保智君） 次に日程第7、議案第3号「東紀州環境施設組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。

提案説明

○副議長（久保智君） 管理者より提案理由の説明を求めます。管理者。

（管理者 加藤千速君 登壇）

○管理者（加藤千速君） それでは、議案第3号「東紀州環境施設組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例案」につきまして、説明いたします。議案書4ページをご覧ください。本案は、東紀州環境施設組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定に伴い、審査会の所掌事項として、個人情報の適正な取扱いの確保に関する事項を調査審議することを追加するとともに、条文を整備するため条例の一部を改正するものであります。以上、提案理由の説明とさせていただきます。詳細につきましては、事務局長より説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○副議長（久保智君） 事務局長。

○事務局長（福屋弘樹君） それでは、内容をご説明申し上げます。お手元の議案書の4ページをお開きください。議案第3号「東紀州環境施設組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例案」につきましては、第2条で新たに個人情報の保護に関する法律による、保有個人情報の開示決定などに係る審査請求について、諮問に応じ、調査審議することや、議会の個人情報の保護に関する条例による開示決定等に係る審査請求について、諮問に応じる、調査審議することなど、所掌事項を加えるものであります。6ページをご覧ください。第18条では、罰則規定を設けるほか、個人情報の保護に関する法律施行条例の制定に伴い、所要の規定を整備するものでございます。この条例も、令和5年4月1日から施行としております。以上で内容の説明を終わります。

○副議長（久保智君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(久保智君) 無いようですので、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はございませんか。

世古議員。

○8番(世古正君) 先ほど申し上げました、議案第2号と同様の理由にて、反対をさせていただきたいと思います。保護審査会条例につきましては、大幅にですね、これまでの規定よりも権限が縮小されているということで、国の権限が非常に大きくなって、国の許可が出ないとですね、なかなか思い切った条例改廃とかですね、情報開示起きたときの場合の決断についても、できないというように地方自治体の権限が縮小されているという問題があります。そういう問題も含めて、議案第2号と同様の理由にて、原案に反対の立場を表明したいと思います。

○副議長(久保智君) 向井議員。

○9番(向井健雅君) 賛成の立場で、この条例改正については、何ら問題なしという考えでございます。

○副議長(久保智君) 他にございませんか。無いようですので、討論を終結いたします。これより採決を行います。議案第3号「東紀州環境施設組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例案」につきまして、原案に賛成の方は、挙手をお願いします。

(挙手多数)

○副議長(久保智君) 挙手多数であります。よって議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案の上程(議案第4号)

日程第8 議案第4号 東紀州環境施設組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例案

○副議長(久保智君) 次に日程第8、議案第4号「東紀州環境施設組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例案」を議題といたします。

提案理由

○副議長(久保智君) 管理者より提案理由の説明を求めます。管理者。

(管理者 加藤千速君 登壇)

○管理者(加藤千速君) それでは、議案第4号「東紀州環境施設組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例案」について、説明いたします。議案書8ページをご覧ください。本案は、地方公務員法の一部改正に伴い、職員の定年が現行の60歳から段階的に65歳まで引き上げられること、並びに管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制の創設、その他所要の規定を改正するため、提案するものであります。以上、提案理由の説明とさせていただきます。詳細につきましては、事務局長より説明いたしますので、よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○副議長(久保智君) 事務局長。

○事務局長(福屋弘樹君) それでは、議案第4号「東紀州環境施設組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例案」につきまして、内容をご説明させていただきます。議案書8ペー

ジをお願いいたします。地方公務員法の一部改正に伴い、職員の定年年齢の引き上げに関し、職員の定年等に関する条例のほか、関連する2件の条例の一部改正と、1件の条例の廃止を一括して行うものであります。第1条は、組合職員の定年等に関する条例の一部改正でございます。主な改正点としましては、新旧対照表中、下段の第2章、定年制度の規定であります。第3条において、職員の定年年齢を60歳から65歳に改めるものでございます。8ページから10ページにかけてになりますが、第4条においては、定年による退職の特例として、当該職員の当該定年退職日に従事している職務に引き続き従事させることができる規定に当該管理監督職を含めたまま勤務させ、異動期間を延長させた職員においても、引き続き勤務させることができる規定を加えたものでございます。10ページ下段になります。第3章では管理監督職勤務上限年齢制、いわゆる役職定年制に関することを定めたものでありまして、第7条において管理監督職勤務上限年齢を60歳とし、11ページにかけてになりますが、第8条では役職定年による降任等を行うにあたり、遵守すべき基準を定めるものであります。11ページ最下段から14ページにかけてになりますが、第9条において役職定年による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例を設けており、当該職務が高度の知識、技能または経験を必要とする場合において、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充できず、公務の運営に著しく支障が生ずる場合などにおいて、引き続き当該管理監督職を占める職員として勤務させることができる規定として定めるものでございます。14ページ中段になります。第4章、定年前の再任用短時間勤務制について定めるものであります。第12条は、60歳到達以後に引き上げ後の定年前に一旦退職した職員について、定年前再任用短時間勤務職員として当該職員の定年退職日まで任用することができることを定めております。15ページをご覧ください。附則の第2項では、定年に関する経過措置として、下の表のとおり定年年齢を2年ごとに1歳ずつ段階的に引き上げることとします。16ページをご覧ください。下段の第2条は、組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正であります。新旧対照表中、第3条の減給の処分により減ずる額が現に受ける給料の月額額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を給与から減ずることを定めるものであります。17ページをご覧ください。第3条は、組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正であります。引用する地方公務員法の条項ずれ等の改正でございます。その下、第4条は、組合職員の再任用に関する条例を廃止するものでございます。最後に附則についてでございます。第1条、施行期日は令和5年4月1日であります。第2条から23ページの第11条までにつきましては、勤務延長に関する経過措置や現行の再任用制度に代わる暫定再任用に関しまして、制度や取扱い等を定めるものでございます。以上、議案第4号の内容の説明を終わります。

○副議長（久保智君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

世古議員。

○8番（世古正君） ちょっと分かりづらかったので、もう一度お聞きをしたいんですけども、定年制の延長そのものは、私も賛成であります。あと給与面での保証がどうなってるのかっていうところが、心配しておりますけども、先ほど言われた条例改正の中で、管理監督の立場にある人が降任すればですね、給与一定下がるということはあると思うんですけども、適材な人材がない場合はそのまま継続できるというふうには、これは理解していいんですか。そうじゃないんですか。

○副議長（久保智君） 事務局長。

○事務局長（福屋弘樹君） はい、そのとおりでございます。

- 副議長（久保智君） 世古議員。
- 8番（世古正君） その場合にも、給与面ではどのような扱いになりますか。同等の場合、現状と同等なのか、一定給与は下がったうえで管理監督業務をやらないのか。その辺はどうか。
- 副議長（久保智君） 事務局長。
- 事務局長（福屋弘樹君） 一定の減額がされます。
- 副議長（久保智君） 世古議員。
- 8番（世古正君） 職務上ですね、何ら軽減されることなくですね、従前のままの重い責任を負いながらも給料だけ下げられるという形は、そういう処理でいいのかなと思うんですけども、どの程度下がるんですかそれは。
- 副議長（久保智君） 執行部の答弁を求めます。事務局。
- 事務局次長（大崎弘二君） 定年引上げ職員の給料月額につきましては、当分の間、給料月額の7割水準となります。
- 副議長（久保智君） 世古議員、3回過ぎましたので、ご遠慮願います。3回を過ぎましたので、ご遠慮願います。他ございませんか。
- （「なし」と呼ぶ者あり。）
- 副議長（久保智君） これより議案に対する討論に入ります。討論はございませんか。
- （「なし」と呼ぶ者あり。）
- 副議長（久保智君） 無いようですので、討論を終結いたします。これより採決を行います。日程第8、議案第4号「東紀州環境施設組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例案」につきまして、原案に賛成の方は、挙手願います。
- （挙手全員）
- 副議長（久保智君） 挙手全員であります。よって議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案の上程（議案第5号）

日程第9 議案第5号 令和5年度東紀州環境施設組合一般会計予算について

- 副議長（久保智君） 次に日程第9、議案第5号「令和5年度東紀州環境施設組合一般会計予算について」を議題といたします。

提案理由

- 副議長（久保智君） 管理者より提案理由の説明を求めます。管理者。
- （管理者 加藤千速君 登壇）
- 管理者（加藤千速君） 議案第5号「令和5年度東紀州環境施設組合一般会計予算」について、ご説明いたします。別冊の令和5年度東紀州環境施設組合一般会計予算書をご覧ください。令和5年度組合一般会計歳入歳出予算の総額は、9,888万2千円であります。令和4年度と比較しまして、2,992万8千円の減となっております。主な事業といたしましては、令和4年度から着手しております、生活環境影響調査業務を引き続き行ってまいります。また、新たな事業としまして、令和6年度にかけて債務負担行為を設定し、ごみ処理施設整備事業者選定アドバイザー業務に着手するための予算を計上しております。詳細は事務局長より説明いたしますので、よろしくご審議いた

だき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○副議長（久保智君） 事務局長。

○事務局長（福屋弘樹君） それでは、議案第5号「令和5年度東紀州環境施設組合一般会計予算」について、内容をご説明させていただきます。別冊の令和5年度東紀州環境施設組合一般会計予算書及び予算説明書の1ページをお開きください。第1条では、歳入歳出予算総額9,888万2千円と定めております。第2条では、第2表のとおり債務負担行為の設定をしております。4ページをご覧ください。第2表の債務負担行為ですが、東紀州広域ごみ処理施設整備事業者選定アドバイザー業務委託料につきましては、ごみ処理施設の建設・運営に係る事業者を選定するための、様々な支援をコンサルタントに2カ年にわたり業務委託するため、令和6年度までの債務負担行為を設定するものであります。支払限度額は、1,795万2千円でございます。次に、歳入歳出予算の内容につきまして、ご説明いたします。8ページ、9ページをお開きください。歳入でございます。1款、分担金及び負担金、1項、1目、負担金は、組合運営経費としまして、負担金条例に基づく負担割合に応じて、構成市町にご負担していただくもので、8,576万5千円でございます。市町別の負担金額は、説明欄に記載のとおりでございます。次に2款、国庫支出金、1項、国庫補助金、1目、衛生費国庫補助金、1,311万5千円につきましては、環境省の循環型社会形成推進交付金でございます。3款、1項、1目、繰越金、千円は、前年度繰越金でございます。4款、諸収入、1項、1目、雑入は千円でございます。続きまして、10ページ、11ページをお願いいたします。歳出でございます。1款、1項、1目、議会費、83万3千円につきましては、組合議会等開催に係る経費でございます。定例会2回、臨時会1回、全員協議会2回を予定しております。使用料及び賃借料のバス借上料、28万7千円は、新型コロナウイルス感染症の影響により延期となりました、行政視察に要する費用を計上しております。次に2款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費、4,780万9千円は、組合運営に要する需用費や委託料、使用料及び賃借料などの経常経費や負担金補助及び交付金では、派遣職員人件費負担金としまして、構成市町から派遣されております職員5名の人件費及び令和4年度から2年間、三重県と市町との人事交流により、県の職員1名を当組合に派遣していただくため、尾鷲市から三重県へ派遣する職員1名分の人件費、合わせて4,207万4千円を計上させていただいております。次に、12ページ、13ページをご覧ください。2項、1目、監査委員費、13万円につきましては、監査委員に係る報酬等を計上させていただいております。次に3款、衛生費、1項、清掃費、1目、ごみ処理施設整備事業、4,911万円のうち、報酬、10万6千円につきましては、来年度から6年度にかけて施設整備及び運営事業に係る事業者の選定に向け、学識経験者、有識者によるごみ処理施設整備運営事業者選定委員会を設置し、2カ年で6回程度の会議を予定しており、5年度においては4回の会議を開催し、ご議論していただくこととしており、その委員に対する報酬でございます。旅費、82万8千円につきましては、ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会委員の費用弁償及び職員旅費でございます。委託料、3,934万7千円のうち、令和3年度から3カ年事業の3年目となる、東紀州広域ごみ処理施設整備基本計画策定等及び生活環境影響調査業務委託料は、455万4千円です。スケジュールとしましては、5月まで現地調査を行い、その後、予測・影響分析、調査書の作成、公告・縦覧、そして住民説明会を開催する予定としております。次に、ごみ処理施設整備事業者選定アドバイザー業務委託料は、2カ年の事業となり、債務負担行為を設定しています。5年度の予算額は、3,479万3千円で、ごみ処理施設の建設・運営に係る事業者選定アドバイザー業務に精通したコンサルタントを選定し、実施方針、要求水準書の作

成・公表、入札等に係る支援を業務委託するものでございます。スケジュールは、6月までに支援していただくコンサルタントを選定し、令和6年3月頃には施設整備及び運営事業に係る入札公告を予定しております。次に、負担金補助及び交付金、853万8千円は、現尾鷲市営野球場の解体工事設計業務を尾鷲市において行う予定となっておりますので、その費用につきまして組合で負担することとしております。4款、1項、1目、予備費は、100万円でございます。以上で、議案第5号の内容の説明を終わります。

○副議長（久保智君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

世古議員。

○8番（世古正君） 中身の議論に入る前にですね、予算書にも当然計上されておりますが、紀北町議会で1,901万円ということとなっておりますが、マスコミ報道を見る限りですね、委員会また本会議での予算否決がされているということで、現状なってるみたいですけども、そういう面ではこの収納予定がきちっと確保されるんかどうかってのは、現状では分からない状況ですけども、その辺の経過なり問題点、あるいはですね、もうちょっと詳細を説明していただくのが先かなと、それをお聞きしたうえで、予算審議に入るということでお願いしたいなというふうに思います。

○副議長（久保智君） 管理者。

○管理者（加藤千速君） まず紀北町で、我々のこの組合への負担金が削除された、1,901万円。その件について、組合予算として成り立つのかどうかというようなご質問だと思いますんですけども、まず紀北町議会で、この負担金が削除されたってことは大変残念に思っておりますんですけども、本組合としましてはですね、まず法令に則って地方自治法の第287条第1項に記載されておりますですね、一部事務組合の経費の支弁の方法を定めなければならないとあります。これにつきましては、287条第7号、これに一応記載されております。そういった中で、当組合としましてはですね、東紀州環境施設組合規約ってものがございます。その中で、第12条で経費の支弁の方法ってということで、組合の経費は関係市町の負担金、補助金及びその他の収入をもって支弁する、というふうにして定められております。従いましてですね、組合の令和5年度の一般会計予算といたしましては、紀北町において東紀州環境施設組合への負担金が削除され可決されましたが、組合への負担金、義務的経費については紀北町において手当てしていただけるものと、当組合では承知しております。なお、紀北町議会の皆様、こういう状況でございまして、どうかご理解、ご協力をいただいております。よろしくお願いを申し上げたいと思っております。内容についての経緯はこういうことでございます。

○副議長（久保智君） 世古議員。

○8番（世古正君） 義務的経費として支払義務の発生しているということはあるんですけども、議会がですね、否決をしている以上は、予算として執行なかなかできんじゃないかなと思うんですけども、それがいつまで続くのかという問題もあります。解決の見通しがあるのかなのか、その辺はどのように考えておられるのか。ここも具体的に予算書についても触れますが、アドバイザー業務委託の問題で、債務負担行為も含めるかですね、約5,000万を超える大きな金額がアドバイザー業務委託費として、債務負担行為も含めてですね、来年度の分も含むとそれほどの支払金額だと。これのもう少し詳細を伺わないとですね、なぜこんなにかかるのか、どういう形で契約をされるのか、それについてももう少し具体的にお示しください。

○副議長（久保智君） 事務局長。

- 事務局長（福屋弘樹君） アドバイザー業務に関しまして、内容をご説明させていただきます。東紀州広域ごみ処理施設の整備及び運営に伴う事業者の選定を公平かつ適正に実施することを目的として東紀州ごみ処理施設整備・運営事業者選定を行う業務でございます。主な内容といたしまして、実施方針の案、要求水準書、落札者の決定基準、あと様式等々を作成していただきます。あと事業者を決める総合評価に係る各種の設定ですね、予定価格の設定に係る支援、事業者の契約締結に係る支援の業務の支援を行っていただきます。あと事業者選定委員会を設置しまして、そこで入札説明書や要求水準書、落札者決定基準、契約書の案とか様式等々をその委員会で審議していただきます。事業者選定委員会はですね、学識経験者2名以内、あと有識者3名以内、計5名以内で考えております。スケジュールは先ほども説明させていただきましたけど、令和5年度に4回程度委員会を開きます。令和6年度は残り2回委員会を開いて、事業者を決定していくものでございます。
- 副議長（久保智君） 他ございませんか。畑中議員。
- 4番（畑中新子さん） 少し確認させていただきたいんですけども、先ほど世古議員の方からもありましたが、紀北町さんが否決されたままですが、今後もその当初、当組合の予算を審議することには問題ないということでしょうか。
- 副議長（久保智君） 事務局長。
- 事務局長（福屋弘樹君） 負担金は義務的経費にあたるので、紀北町さんにおいて手当てしていただけるものとして、審議していただきたいと考えております。
- 副議長（久保智君） 畑中議員。
- 4番（畑中新子さん） それではその議会の方で、否決された場合でも当組合では、同等の立場で議員の立場として、今後議論、審議していくということでしょうか。
- 副議長（久保智君） 事務局長。
- 事務局長（福屋弘樹君） 紀北町議会で予算が否決されたことにおいても、紀北町さんから選出されている議員さんは組合議員でありますので、当組合での組合議員さんでありますので、報酬とかも発生しますので、負担金の手当てしていただきたいと考えております。
- 副議長（久保智君） 世古議員。
- 8番（世古正君） 組合側の意向っていうのは分かるんですね。してほしいと。しかし、やれるんかやれないのかが、やっぱり現地の紀北町町議会であり紀北町副管理者で来ておられるのでね、副管理者の見解も知っておきたいなというふうに思いますが、いかがですか。
- 副議長（久保智君） 執行部の答弁を求めます。副管理者。
- 副管理者（尾上壽一君） 先ほどもお話するように、修正動議が提出されて可決されました。本当に我々の組合議会ですね、一員として大変申し訳ないなと思っております。またご心配もおかけしているところでございます。我々といたしましてはですね、引き続き議会の方のご理解を得ていく努力をさせていただきたいと、そのように思っております。
- 副議長（久保智君） 他ございませんか。入江議員。
- 5番（入江康仁君） 今の副管理者の答弁いただいたんですけどね、先ほど管理者から言われた組合議会の規約ですね、何条とおっしゃいました。
- 副議長（久保智君） 管理者。
- 管理者（加藤千速君） 東紀州環境施設組合規約、経費支弁の方法の第12条でございます。
- 副議長（久保智君） 入江議員。

○5番(入江康仁君) 先ほど条文をね、読まれたんですけど、僕らそれ1回も見てない訳ですから、ちょっとこれ資料もね規約の、コピー取れるでしょ、すぐに。これ終わるまで議長、出してもらったら結構ですから。そして先ほど町長は、努力するって言うたけど、努力してならなかった場合はどうなるんだということですよ。これ未定のものに対して審議できますか。現に否決されとる、紀北町議会でも可決され、減額可決されとるんですよ、一部組合事務経費に対しては。減額した可決をやっとる中でね、今から努力するって言うと、努力する中でならなかった場合は、どのようなあれになるんですか。これ何もない、前に進もうとしてるわけでしょ。確信があるんだったらいいけど。これは前々から私言っとるように、事務組合立ち上げのための経費は認めようとなったけど、いつでも脱会できるという条件のもとで我々も賛成してきとんですよ。これは実際脱会も踏まえての色々な議員の方々の思惑もあるけど、その結果がここに出とると思うんですよ。これはいつでも脱会できる、だから僕は組合議会で何回も脱会できるということは言っておったんです、今までも。その中でこのような可決が可能か、修復が可能か、できるという見通しをついたうえで、いつまでにやります、いつまでに出すようにしますという確約はあるんだったらこの予算も審議できますけど。まだまだ何もない中での審議っていうのは、可能なんですか。管理者、そこどうですか。

○副議長(久保智君) 管理者。

○管理者(加藤千速君) これはですね、法律で規定されてるものでございまして、地方自治法の第177条第1項、第2項っていうところに、177条第1項、第2項でございましてですけど、法令による負担する経費その他の普通地方公共団体の義務に属する経費について、議会が削除または減額した場合には、長はこれを再議に付さなければならないものとしているという条文がございまして。一応これに適してるんじゃないかと思っておりますんですけども。ただ紀北町の方のあれですんで、一応こういう法令があるっていうことをお伝えさせていただきたいと思っております。

○副議長(久保智君) 入江議員。

○5番(入江康仁君) 今その177条に対しての再議に付すってなってますけどね、この再議に対しては事務経費に関してはこれは私どもも認めます。仮に払わなあかんとなった場合でもね。しかし、この1,901万ですか、これにはあの事業費も含めた予算になってるんですよ。事務経費と事業費とを分けておたらいいけど、一括で出しとるから。その修復はどうかと思うんですよ。だから紀北町としては、これ以上のあれになると、脱会も視野に入れて、これはあの議会でもはっきり言って揉めます、そういう今の答弁だというようなことであれば。そのこのとこの、それはいいですわ紀北町のことですから。紀北町でやります。その紀北町の結果がノーだとなった場合、監査請求じゃ、あんなんだと色々な裁判出てくると思うんですよこれ。そうなった場合に、今審議するのは、今世古議員も言ったそこでしょ、畑中議員も言っとるのは。その見通しをきちんと確信できるものだったら、審議してもらって結構ですけど。見通しがまだ何も、ただ町長の努力しますだけで、進められますか。そこはちょっと私は納得できないところがあるんですけど。他の議員の皆さん、どうですか。管理者そこちょっと。

○副議長(久保智君) 副管理者。

○副管理者(尾上壽一君) 今ね議員もおっしゃったように、紀北町のことなんで、紀北町の議会の中で我々としては努力していきたいと、そういうお話を先ほどさせていただいたこととでございます。組合議会のこと、管理者おる前で私が言うのもなんですが、予算として立てること自体、予算でございますので、これ国の内示とかそういったものもですね、無い時にも予算を立てたりいたします

ので、予算を立てること自体に私自身はですよ、特に問題ないと思います。そして、そのどういう対応をしていくかっていうのは、ここの広域ではなしに、紀北町議会の中で、私が真摯に問題提起しながらですね、どういう方法で解決していくのか、これから議会の皆さんとお話をしながらね、進めていきたい、そないに思います。

○副議長（久保智君） 他ございませんか。世古議員。

○8番（世古正君） よその議会に口出しできるわけじゃないですけども、予算を否決する以上は、じゃあどういう立場をとるんかと、脱会するんか、それとも他の理由があるのか、そこもはっきりとやっぱりしていただかないとですね、組合としてもどう対応したらいいということが分からないのはですね、だからこのお金は止めといてですね、それは否決したと。じゃああとそれをどうするために止めたのかと。それは脱会するという前提で否決されたのか、それとも組合の事業計画そのものを改めて見直してもらうために一時止めているのか、その辺の姿勢がきちっとやっぱり我々も伺わないとですね、予算審議しても議会が断固認めないという立場を今後貫かれれば、当然これお金入ってこないわけですから、自動的にですね、解散せざるを得なくなってくるんですね。そういう面では、否決した以上は議会の責任としてもやっぱりどういう立場で否決しているのかというのを、そこもちょっと聞いておきたいなというふうには思います。

○副議長（久保智君） 世古議員、それは執行部に対する質問に。
管理者。

○管理者（加藤千速君） 今回の議案はですね、令和5年度のこの当初予算でございまして、組合といたしましては、組合の見解は先ほど申し上げましたように、国の法令に基づいて、組合規約で一応こういうこの組合の経費っていうのは、関係市町の負担、補助金及びその他の収入をもって支弁すると。今回の場合の組合への負担金、すなわちこの義務的経費についてはですね、紀北町において手当てしていただけるものと、組合としてはそういうふうにして承知しております。今回のこの項目にもございますように、歳入歳出予算の中の歳入の分担金及び負担金について、組合市町負担金っていうのがそれに該当するという内容でございますので、その後の問題については今回はあくまでも予算の議決について議案として計上させていただいておりますので、その辺について議論していただきたいと。だから従いまして、組合としては、紀北町できちんと手当てしていただけるものと承知したうえの予算計上でございます。

○副議長（久保智君） 副管理者。

○副管理者（尾上壽一君） 皆さんにはね、組合議会としてご迷惑をおかけいたしております。我々としては、先ほども申し上げたようにご理解求めながらですね、どういう対応になるか、議員の皆さんも反対討論の中でも脱会をするのではないというようなことは、入っていらっしゃる討論もございました。ですから、そのところはですね、我々紀北町としても、議員の皆さんの意見を聞き取りながら、この予算についてですね、ご理解を求めてくということでございます。なお、申し訳ございませんが、先週に議会議決がされたわけございまして、我々としては今後どういう対応をしていくかっていうことをですね、議会、議運の皆さんとお話ししながら、ということで考えておりますので、現時点においてそこをどうやってくかっていうことを議会の皆さんとも話をしていない中で、ちょっとお答えできないということで、ご理解願います。

○副議長（久保智君） よろしいでしょうか。他ございませんか。畑中議員。

○4番（畑中新子） ちょっとさっき入江議員の方からあったんですけど、私が先ほど確認させて

もらったのは、当組合に提出する予算が、紀北町さんで否決されたということで、その場合でもその当組合の予算を審議することに問題はないのかという質問させていただきました。問題がないのであれば、審議していただきたいと思いますので、その反対とか賛成とかではなく、できるのかどうかを確認させてもらっただけです。

○副議長（久保智君） 管理者。

○管理者（加藤千速君） 今回の議案呈上について、予算については問題ございません。

○副議長（久保智君） 他ございませんか。世古議員。

○8番（世古正君） 予算の中身について少し、もう一点お伺いしたいんですけども、アドバイザー契約のどこ先ほど説明いただいたんですけども、5名の方ということで報告がありましたが、これどういう、専門委員としてどういう肩書の方が入られるんですか。そこだけちょっと聞かせてください。

○副議長（久保智君） 執行部の答弁を求めます。事務局長。

○事務局長（福屋弘樹君） 学識経験者は大学教授2名を予定しております。あと有識者についてはですね、専門的な見地から全国都市清掃会議、あと建設にも関わることなんで、三重県建設技術センター、あとですね県の環境部の方から1名予定しております。以上5名を予定しております。

○副議長（久保智君） よろしいでしょうか。他ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○副議長（久保智君） これより議案に対する討論に入ります。討論はございませんか。

岡村議員。

○6番（岡村哲雄君） 失礼いたします。6番、岡村です。先ほど世古議員からもちょっと、議会どうなっとるんな、いう質問がございましたので、説明しながら反対の立場で討論させていただきます。先般、紀北町議会は、東紀州環境施設組合の取り組みをですね、一時凍結すべきという趣旨で、紀北町の環境施設組合の負担金ですね、負担金を除いた修正案を可決しました。その背景をですね、ここで説明しながら反対討論をさせていただきたいと思います。その修正案を出したですね、議員も言われた私も確認したんですけども、脱退ではなく一時凍結かということを確認しましたら、その趣旨で議会出したと。一時ストップして、性急に進んでいるこの計画をですね、ゆっくり考えようやないかという趣旨でございます。その意見、多くの意見、議員にも私も聞きましたけども、その場で出た意見も含めましてですね、どういった意見が多かったかということをちょっと説明させていただきます。第一に多かったのは、野球場建設予定地の、建設する予定があるんですけども、そのごみ処理施設周辺の反対市民との話し合いが進んでいないんじゃないかという意見が大変多かったように思います。このまま走りながら考えるんじゃなくて、一時立ち止まって合意を目指して話し合うべきではないかと、こういう意見が多数出ておりました。また、町でもですね、減量化の取り組みを進めるべきだと、声が大きくなっており、さらに今後プラスチックごみの分別で焼却できなくなることも考えられる。加速度的に進む人口減を考慮し、計画進行を一時ストップし、焼却施設の規模を、現在64トンになっておりますけども、日量ですね、それをさらに小さくできることも、もっとゆっくり検証するべきである、こういう意見がありました。また当町ではですね、RDF施設って現在あります。海山地区に1基、それから長島地区に1基あり、2基あります。この寿命まだまだ使える状態でございます。何年使えるかは分かりません。まだ使えるような状態で、すぐに5市町村の焼却施設できたとしても、すぐに移る必要はないんじゃないかというような意見

もあります。ごみ量が多い間はですね、例えばですよ、併用して、5市町村ができて、その焼却施設併用して、RDF施設使えると、もっと減って小規模な焼却施設にできるんじゃないか、こういう意見もございました。またこういう意見もございました。紀北町ではですね、単独でやる方法もあるんじゃないかと。現在RDF施設もございます。まだまだもちます。単独でやるメリット、デメリット、もう一度ゆっくり考えて、単独でできることが紀北町民にとって良いことなのか、それをその方向で進むべきじゃないか、こういう意見もございます。今の現在ですね、この計画それなり進んだんですけども、このまま検証、検証って言うてもそのまま進んでくんじゃないかと。予算はですね、一時凍結して、考えて、その後よく考えて、それでもこの5市町村の施設がですね、メリットあるのか、紀北町民にとってですね、私ども紀北町代表してる議員ですので、紀北町民にとって（聴取不能）進めれると、こう考える意見がたくさんございました。また、賛成、予算をですね一般予算に賛成する議員の中にも、場合によれば慎重に進めて、脱退も今後有り得るかも分からないと、こういう意見もございました。今回修正案に賛成した議員の中にもですね、一時ストップ、一時凍結するっていう意見が大変多かったと思いますけども、中には脱退すべしという方もちらほら見えるような感じでした。私自身は、一旦凍結して、半年なり1年なり2年なり分からないですけど、よく検証してその反対事業者の意見を取り入れながらですね、納得する解決を目指した、もっと努力すべきだと、そういう意味で私は一時凍結という趣旨に賛成で、私も一緒に賛同いたしました。もとより私は、議会代表でございます。議会で8対5ですか、修正案が可決されましたので、そのやっぱり議会の趣旨に沿って、私はここで反対せざるを得ないということでございます。ということで、本一般会計予算につきましては、反対の立場で討論とさせていただきます。何卒、ご理解の程、よろしく申し上げます。

○副議長（久保智君） 向井議員。

○9番（向井健雅君） あくまでも現時点における組合議会のこの原案に対しては、賛成をいたします。

○副議長（久保智君） 他ございませんか。これより採決を行います。日程第9、議案第5号「令和5年度東紀州環境施設組合一般会計予算について」、原案に賛成の方は、挙手をお願いします。

（挙手多数）

○副議長（久保智君） 挙手多数であります。よって議案第5号は原案のとおり可決されました。

○副議長（久保智君） 35分まで、休憩をいたしたいと思います。その後、一般質問を行いますので、よろしく申し上げます。

（午前11時28分）

○副議長（久保智君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前11時35分）

日程第10 一般質問

8番 世古正君

○副議長（久保智君） 次に、日程第10、一般質問を行います。8番、世古正議員。

(8番 世古 正議員 登壇)

○8番(世古正君) それでは、議長の許可いただき、一般質問を行わせていただきます。質問方式は一問一答ということで、通知をさせていただきましたので、2問提出をしておりますので、まず1番目の、施設整備基本方針について、お尋ねをいたします。施設整備基本方針の中に、基本方針として方針の2番目にはですね、環境にやさしく、地域と調和した施設の課題についてということで、書かれております。ここで具体的にお尋ねをしたいと思いますが、地球温暖化対策推進法の事務事業編の策定について、どのようにお考えになってるのかお尋ねをしたいと思います。地球温暖化の影響は、想定以上に進んでおり、海水温の上昇や大気の異常な状況が現れてきていると言われます。その大きな要因の一つが、二酸化炭素の排出によるものと言われます。政府は、地球温暖化対策推進法のもと、2030年までに26%の削減を視野に入れ、地方公共団体に国の削減目標を達成のために、温暖化対策削減計画の策定と具体的な対策を早急かつ着実に進めることを求めています。ごみ処理焼却施設は、地方公共団体の施設の中でも最も多くの二酸化炭素の排出が予想されますが、環境にやさしく、地域と調和した施設整備を基本方針に掲げながらも、具体的な方針や施策はほとんど示されておられません。管理者としてどのようにお考えになっているのか、お尋ねをしたいと思います。小さく2つ目のですね、環境影響評価調査の具体的な項目について、お尋ねをいたします。環境影響評価調査がすでに行われておりますが、現在の到達点と各分析項目について、お知らせをいただきたいと思います。公害防止基準は、示されておりますが、その1行を見れば厳しい基準だと思えますが、これらが一つでもクリアされないときの対応について、検討されているのかお尋ねをいたします。過日のパブリックコメントでも、環境問題に対する関心が高く、住民に意識の高さを窺わせる内容となっております。特に有害物質による環境汚染は、最大の課題であります。特にダイオキシンについては発がん性があることや、生殖機能、免疫機能への影響、催奇形性や各ホルモン代謝等にも影響すると報告されております。特にダイオキシンは、油に溶けやすく、体内に蓄積をするという特徴を持っております。排出濃度が低いと言っても、大丈夫だとは言い切れないとされておりまして。今後の対応について、お尋ねをいたします。小さく2つ目の、循環型社会形成に寄与する施設、基本方針の三番目に書かれておりますが、この中でプラスチック資源循環法に基づく計画策定の取り組みについて、お尋ねをいたします。昨年10月、議会でも取り上げましたが、地球温暖化の大きな要因の一つが、温室効果ガスの排出にあることはご存じのことと思います。その温室効果ガスの最大の要因が、プラスチック類の燃焼による二酸化炭素、いわゆるCO₂にあることは指摘されてることであります。温室効果ガスの94%がプラスチックの燃焼により排出されているとも言われております。各自治体も取り組みが始まっておりますが、焼却施設を運営する立場からも徹底した分別が求められますが、プラスチック循環法に基づく削減計画策定を組合としても進めるべきだと考えますが、管理者の見解を求めるものであります。以上について、ご答弁を求めたいと思います。

○副議長(久保智君) 執行部の答弁を求めます。管理者。

○管理者(加藤千速君) 議員お尋ねの第1項目目でございますんですけども、施設基本方針についての、環境にやさしく、地域と調和した施設のうち、地球温暖化対策推進法の事務事業編計画策定について、その件についてお答えさせていただきたいと思うんですけども、議員ご指摘のとおりですね、地方公共団体は地球温暖化対策推進法第21条に基づきまして、地球温暖化対策計画に即して

地方公共団体実行計画を策定することとされております。事務事業に伴う温室効果ガスの排出量の削減計画を設定し、事業に取り組むこと、これが求められているわけなんです。ただ、当組合におきましてはですね、現状ですね、現状所有する施設がございません。そういうことから、地球温暖化対策実行計画の策定の向けては検討段階にあるというところでございます。そして、二酸化炭素の排出削減に向けては、例えば現事務所、6人のスタッフでおりますけれども、現事務所についてもやはり二酸化炭素の削減ってということで、事務所の職員たちがどうするかってということについては、例えば今6人の所帯でやってますけれども、電気使用量を削減としてですね、冷暖房使用時の適正な室内温度の設定とか、昼休みにおける消灯とかですね、使用しないOA機器等の電源オフとか、さらには今公用車抱えておりますので、その利用時のエコドライブとか、用紙類使用量の削減などといった、そういう部分については、職員への意識啓発に努め、取り組んでいるところでございます。今後ですね、施設整備基本計画に掲げておりますとおり、地球温暖化防止に向けて、環境負荷を低減するとともに、有害物質の排出を抑制し、周辺環境保全に努めるために施設の詳細な設計が決まった段階で、当組合としての温室効果ガスの排出削減目標を設定していきたいと、このように考えております。従いまして、施設運営については、これについては色々有識者、そういった方々の意見を頂戴しながら、きちんと作り上げていきたいと、このように思っております。2番目のですね、環境影響調査の具体的な各項目についてでございますんですけども、現在調査項目につきましてはですね、議員ご指摘のとおり、この施設整備基本計画での、特にその環境保全計画の中で示しております、法規制基準とか、あるいは公害防止基準を遵守する、こういう観点からですね、大きくは1つ目は大気質、騒音、振動、悪臭、水質、そして景観のこの6つの項目について、調査を行っております。現在は、現地調査を実施し、現況把握を行っているところでございます。詳細な説明は、後ほど事務局長の方からお答えさせていただきたいと、このように考えております。最後のこのプラスチック、循環型社会形成に寄与するこの分として、プラスチックの資源循環法に基づく、これ議員の方から二度も三度もご指摘をいただいておりますけれども、プラスチック資源循環法に基づく計画策定の取り組みに関する質問についてでありますけれども、まずプラスチック資源の分別回収などによるごみ減量化に関しては、組合としては取り組みの必要性を認識しておりますので、実施主体である構成市町と連携しながら、取り組んでいきたいと、この答えは変わっておりません。以上でございます。

○副議長（久保智君） 世古議員。

○8番（世古正君） それでは、順次再質問をさせていただきたいと思っております。まず、施設整備基本方針の中の、環境にやさしい、地球温暖化対策推進法ですけども、これは管理者もおっしゃったようにですね、地方自治法290条、292条、また温暖化対策法21条、これが準用されるということでは、作らざるを得ないということなんですけども、この現実には事務所を構えて職員がおる以上はですね、小さいながらもですね、施設が稼働すれば大きなものになりますけれども、小さいながらもやはりその中で、いかに貢献していくかってことの計画はやはり作っていくべきやないかと。計画についてきちっと組み上げるべきやないかと。管理者が言われたように、節約に努力していると、そのことはそのことで評価しますけれども、やはり地球温暖化対策の事務事業編として、現状の中で立てられる計画としてですね、やはり立てていくべきだと。それはたとえ小さなものでも、やるべきだと。行政の場合はですね、一般行政の場合は支所、連絡所も含めてね、そういう小さな1人、2人しかおらないところも含めての計画ということを求められておりますのでね、そういう面では6

人もおればですね、例えば公用車あるかないか分かりませんが、あれば公用車のガソリン、そのことで燃料どんだけ使うことで、またどれだけ削減したことで、温室効果ガスの削減に貢献してるかという計算はきちっと示されてばですね、計算式そのものがね。だから小さいながらも立てるべきだと私は思いますので、その点についてはいかががお考えですか。

○副議長（久保智君） 管理者。

○管理者（加藤千速君） おっしゃるとおりで、どんな小さな所帯、組織であったとしてもですね、一応そういう地球温暖化対策推進法の第 21 条に基づいてですね、これはきちんとやってかなきゃならない。要するに事務所ができてから、要するにだいたい実績が分かっておりますので、どういうもので、どういうものを使って、どれぐらいの量を使ってんのかっていうことを。先ほど申しましたように、電気使用量の削減としての冷暖房の室内温度をどうしてかことによって、どれだけの電気を削減するのか、あるいは本当にありきたりなんですけど、要するに昼休みの消灯とかですね、OA機器等の電源オフ、あるいは車のエコドライブとか、用紙使用量の削減、こういった実績はだいたい出ておりますので、今後はですね、事務所において温室効果ガスの排出要因である、先ほど申しましたような電気使用量とか、あるいはガソリンなど燃料使用量の削減目標を設定しまして、取り組んでいきたいと、このように考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いします。

○副議長（久保智君） 世古議員。

○8番（世古正君） あとですね、各市町の事務事業編っていうのは、残念ながら私の地元である御浜町だけがまだ事業計画としてね、作り上げていないという残念なことがありますけれども、他の自治体についてはすでにね、紀宝さんも熊野市さんも紀北町も含めてね、尾鷲市も当然ですけども、事業計画ってのは組まれてるんですね。今回のごみ処理計画を立てるにあたってですね、日量 64 トンということは、そういう計画も十分検討したうえで日量 64 トンというごみの排出量の計算になったのか、その辺はいかがですか。今回のこの事業計画ですね、事務事業編がすでに立っております。それらも全て把握されたうえで、ごみ量の排出量の確認、またごみ質の排出量の確認っていうのがされておりますか。いかがですか。

○副議長（久保智君） 管理者。

○管理者（加藤千速君） 世古議員につきましては、このプラスチックに係るこの資源循環、これのこだわりがおありになると私は思っておりますので、これ非常に重要な話だと思っておりますんですけども、まずこの広域ごみ処理施設を令和 10 年度に稼働するっていうことは、方針として決定しております。稼働するためにですね、基本計画を令和 4 年度中に策定するというスケジュールで、基本計画を作成しました。その中での構成市町におけるごみ処理の実績ですね、これを基にして施設規模の算出を行ってきたわけでございます。そのような中で、この法律が施行されたその後に、法律が施行されましたので、ちょっとどぎまぎしてるんですけども、これが事実なんです。それでその直ちに同法の対応による構成市町のプラスチック資源のですね、分別回収とか再商品化の効果を算出することは非常に難しいため、広域ごみ処理施設のこの規模、これにつきましては近々のこの令和 10 年のごみ量を基に基本計画の 1 日あたり 64 トンと、これを基本としております。当初は 71 トンでございました。これはご記憶にあるかと思っておりますんですけども、これについての災害ごみは別途対応するっていうことで、その分が 1 割占めておりましたから、71 トンから 64 トン、こういう形で今 64 トンで基本として考えております。以上でございます。

○副議長（久保智君） 世古議員。

○8番（世古正君） 確かに今管理者が言われたようにですね、この法律が整備されたのがその後だということですが、当然その後であってもですね、見直しは当然やらないといかんのじゃないかと。このことはごみ質だけやなしにですね、どういう規模の施設整備をやったらいのかということが、求められてるんですね。現状は、令和10年の実績に基づいて日量64トンということですが、その後の地球温暖化対策推進法に基づく事業計画を各自治体が着実に実施をしていけばですね、どの程度ごみが減ってくるのかと、また減るのかということで考えればね、この日量64トンももっと大きくですね、減らしていくことができるんじゃないかと、私はプラスチックごみだけにごだわっているわけではありません。全ての紙資源も含めてですね、リサイクルできるものはリサイクルしていく。また、その他で使えるところは、またその他のところで使っていくということで、できるだけごみを限りなくゼロに近い努力をしていくということが原則なんですね。2050年、カーボンゼロを目指しているわけですね国は。そうであるならば、やはり現状の令和10年の実績は、その段階で立てた計画はやむを得ないとしてもですね、その後出てきたこれらの推進法に基づく計画が、御浜町においてまだよう立ててないところはね、これは仕方ないけども、仕方ないで済まないけども、すでに他の自治体皆立っているわけですね。その計画を精査する中でね、どの程度ごみが減らせるのかということで、見積もったうえで日量どの程度のごみが集まるのかという中で、施設規模の確定をしていくべきじゃないかと、見直しをしていくべきじゃないかと、私は思うんですが、その辺はいかがお考えですか。

○副議長（久保智君） 管理者。

○管理者（加藤千速君） 確かに世古議員がおっしゃってますですね、ごみの減量化ってのは本当に私も絶対、これに対する対応っていうのは非常に重要であるっていう認識を持っております。そういった中で、その取り組みについてはですね、実施主体である各市町で早急に対策を講じるようにですね、組合としてもですね、その要請はきちんとしていきたいと。早く要するにごみ減量化への対応ってのは各市町で早急に対策を講じていただくように組合からも要請はしたいと、このように考えております。

○副議長（久保智君） 世古議員。

○8番（世古正君） 各自治体は、御浜町除いてね、各自治体はすでに事業計画を持っているんですね。これは5年間の期限が切ってますね、それに向けての事業計画としてスタートしているわけですから、それを集めてね、各自治体がどのような削減計画を持っているのかどうか、ごみだけではありませんけれども、地球温暖化のためにも色んな施策が盛り込まれておりますけれども、それらを集約しないままですね、この64トンで機械を作らんならんと。最初の71トンや2トンやったけども、下げたんだと言いますけれども、もっと大きく下がる可能性やっ出てきているんじゃないかと。だから先ほどの討論でもありましたようにですね、やはり計画は計画として、進めたいだろうと思えますけれども、やはり色々問題が出てきとるし、一度立ち止まってですね、これらの問題の精査もしながら、改めてどの程度の規模のごみ焼却施設が必要なのかと、最低限必要なのかをはじき出すための検討が必要じゃないかと。専門家委員会っていうのが、基本計画策定委員会ですね、があります、専門家の皆さんが。ここへもやはりその計画書が集まってこないですね、彼ら自身もどの程度の規模に修正したらいいんかっていう評価ができないんですね。だからやはり、組合の管理者としては、各自治体に早急にですね、それぞれの自治体の計画を示していただいて、それらの中から現状の実績と合わせてね、どの程度、4年後には、また5年後にはごみが減らせるん

かという見通しの中で施設規模の確定をしていくということが必要じゃないかと思うんですけども、検討委員会もそのことの情報がないまま、令和10年の実績を基にですね、色々検討されて64トンという答えだされているだけなんです。こういう問題が考慮されていないと私は思いますが、いかがですか。

○副議長（久保智君） 管理者。

○管理者（加藤千速君） ごみ減量化、これは非常に重要なんで、それは取り組んでおきます。事業計画についてもそうなんですけど。現状、要するに令和10年度のごみの排出量ってのはどれぐらいあんのかっていうことは、ずっと人口減等々も含めましてですね、これで一応64トンっていう数字が出たんです。これで一応色んな形で計画が出された中で、それをどういうふうにして具体的に進めてって、これもやはり計画通りに進めていくっていうのは、要するにそこに住んでらっしゃる住民の皆様の、まずそれを認知していただくっていうことと、認知した形の中で行動していただくっていう、非常にタイトな事業になろうかと思えます。それを計画通り進めたとしてもですね、どれぐらいになんのかっていうことについては、この1年間ぐらいはきちんとやってみたいなとは思っております。思っておりますけれども、その64トンからどれぐらいの規模になるかっていうことについては、今のところ分かりません。それと同時に議員は、少しここで立ち止まってから考えたらどうかっていうような形でございますけれども、当初この広域ごみの処理施設を建築してこうっていうのは、一応これを計画スタートしてからですね、平成24年ですから11年間経ってるわけなんです。じっくりと議論されながらやってきたと。その基本的な何でこういうことが広域ごみ、5市町で広域ごみ処理施設を作ろうかっていうことについては、その原点はですね、このそれぞれの各市町が抱えております、清掃工場の稼働年数がですね、もうぎりぎりのところに来ているというところです。私の置かれてる尾鷲市なんかっていうのは、令和9年、令和10年になりますとですね、要するに清掃工場が37年、37年ったらどうなんのか分かんないぐらいなんです。普通はだいたい20年、よく持って24、5年だろうと。それを37、今でも32年持ってるんですけど、37年持たすったら、やはりこれは立ち止まらずしてやはりこの計画ってのは進めていかなかったら、尾鷲市としてはそんなんです。他の市町についても同じような形があると聞きます。稼働年数ってのは、非常にこういう問題がありますし、やはり最終的にそれも令和10年のあれも1年遅れてるんですよ、当初から。それが遅れて遅れてるってなったら、本当に清掃工場がまずそれぞれの市町で持つのかどうかっていうことが一番懸念される。同時に、やはり5市町でやることについて、この件については経済的効果が非常に大きいという話がありました。尾鷲市で単独でやる分と5市町でやるのと、20年間で14億円、これが削減できるっていうこういうデータも出ております。そういった形の中で、議員のおっしゃること非常によく分かるんですよ。やはり計画を進めていながら計画を立てて、それを並行させてやってかなきゃなんないって思いはありますので、一応ごみ減量化についてはきちんと各市町できちんとやっただくようにします。どれぐらいのデータがこの1年間出んのか分かんないんですけども、とりあえず一応チャレンジしてみよう。それを踏まえた形の中で、64トンがいいのか、63トンにするのか、そういったことについてはこの1年間じっくりあれしながらですね、やってみたいと思っております。

○副議長（久保智君） 世古議員。

○8番（世古正君） 基本計画がすでに策定をされてですね、今後流れとしては実施計画に移っていくんだというふうに思いますし、当然入札に関わる業務についても進んでおります。それだけで

すね、この令和10年度稼働する予定のところを、推定した数字を出しているんですけども、それに基づいた64トンという実績評価なんですけども、その後こういう計画が色々とプラスチック循環にしる温暖化防止対策法にしるですね、出てきている以上はですね、やはりきちっと分析して見直しをする中で、この64トンがどこまで減らせるんか。60トンになるんか、50トン台まで減らせるんかね、そういう詳細な分析をした中でやってかないとですね、過剰設備投資になるわけですね、実際問題。これらが徹底してやられていけば、設備の過剰になってしまうと。ごみが足らなくなるということが、起こりうる可能性あるわけですね。だから今のうちに、各市町のまだ100%ではないけれども、それぞれの事業計画を持って進めようとしているわけですから、それらの計画を持ち寄りながら、内容を分析して、それとプラスチック循環法も含めてね、検討した中でどの程度のごみ量を減らすことができるかと。その答えに基づいて、焼却施設の規模を決定するということでの立ち止まりを私は求めているんですね。1年も2年も3年もね、待つとれよということを求めているんじゃないんです。もう一回管理者に聞きますが、時間もありませんのでね、ごみの排出量に基づいてですね、CO₂の排出の推計はできるのかできないのか。ごみがこれだけ64トン、またごみ質を現状の中で分析されているわけですから、それらを燃やしたとした場合の二酸化炭素の排出量はどの程度だと。推計は出しておりますか。出しとればお答えください。

○副議長（久保智君） 事務局長。

○事務局長（福屋弘樹君） ただいまの世古議員のご質問にお答えします。CO₂の排出量につきましては、64トンっていう施設規模は出ておりますが、詳細設計がまだでございますので、それぞれのプラントメーカーによっても仕様が違いますので、排出量としては出しておりません。

○副議長（久保智君） 世古議員。

○8番（世古正君） この問題最後にしますが、今回のですね、事業計画はこれらの今提案してる各種の問題点の考慮をせずに、人口減少だけを前提としてですね、ごみ量の将来推計を出してるんですね。これ令和10年も一緒なんですね。15年、20年かけても人口減少を前提にごみの排出量の削減をしていると。これあまりにも単純で機械的じゃないかと。色んな諸条件を入れた中で考慮すべきじゃないかというのは、パブリックコメントでもですね、そのような指摘がされております。その辺は管理者として、どうですか。人口減少だけが前提としたね、ごみの排出量の推計でいいのかどうか、その辺はどのようにお考えかだけお聞かせください。

○副議長（久保智君） 事務局長。

○事務局長（福屋弘樹君） 今世古議員がおっしゃられたご質問ですけど、人口減少が基になっておりますけど、各市町の実績はそれまでの各市町の施策によって行われたものになります。その行われたものによって実績、ごみの排出量が出ておりますので、人口減少だけではないと認識しております。

○副議長（久保智君） 世古議員。

○8番（世古正君） あとプラスチック循環法に基づく計画策定の問題でありますけど、2022年4月に施行されたんですね、この法律は。去年なんですね。地域計画、これも地域計画の期間は5年以内と定められておりますので、2027年までを含めたね、プラスチック循環法に基づく計画策定の取り組みということが求められておりますが、組合としてですね、これは各市町の問題だけでは私はないと思ってるんですね。ごみ焼却場施設が建設されればですね、一般の直接持込も認めているんですね。行政の回収によってね、一定整理されて持ち込まれるごみじゃなくして、一般ごみが個人の

持ち込みも認めているという状況になった時には、この辺があいまいになる可能性もあると。そういう面では、組合としてもこの法に基づくプラスチックごみですね、削減をどうやってくのかという計画は持っていく必要あるんじゃないかなと思うんですけども、その辺はいかがですか。

○副議長（久保智君） 事務局長。

○事務局長（福屋弘樹君） ただいまのご質問にお答えいたします。プラスチックなんですけど、我々東紀州環境施設組合の事務といたしまして、可燃ごみを処理するということになります。ごみの減量は非常に重要なことだと考えておりますけど、プラスチックが可燃ごみの中に混ざるとる場合は、可燃ごみとして扱います。その混ぜられとるプラスチックは、例えば汚れているものとか、そういうものと想定しております。その中でも、プラスチックが再資源として使えるものではなく、我々は燃やすごみ、可燃ごみとして処理させていただきます。持ち込まれるごみも可燃ごみが持ち込まれるというふうに理解しております。

○副議長（久保智君） 世古議員。

○8番（世古正君） それは善意の理解でね、持ち込んだらだめだよと言うたあるから、持ち込んでないという理解してますという回答と一緒にことなんです。一般ごみの中でも、確かに汚れてですね、再利用、再資源化できないものもあります。それらを一定やっぱり焼却せざるを得ないというふうに思っております。しかしそうじゃない部分をですね、混ぜられた場合はそれらをいかにしてね、うちは各市町が分別してきたものをしたあるという前提で受け入れるんだから、たとえ混ざってもそれも燃やすだけやと、それがうちの役割だというふうに今の答弁は私は理解するんですけども、そういうことなんです。

○副議長（久保智君） 管理者。

○管理者（加藤千速君） 議員がおっしゃってますのは、要するにごみの減量化っていうことは絶対必要だと、これは私もそう思います。そのための1つの手法として、プラスチックの分別、回収、これも1つ大きな問題だねと、これをやる必要があるんじゃないかっていうことをおっしゃてるように私は理解しております。要するに、このプラスチック資源循環法に基づくこの計画策定っていうのは、基本的には尾鷲市もそうなんですけど、各市町できちんとやってきながら対応してくっていうのが基本だと思っております。ですから、その辺のところは組合としましてもですね、組合としても各市町の首長の、要するに各市町の集まりですので、やはりごみの減量化っていうことにつきましては、皆さん各市町とも認識はしております。そのためにどういう対応するのかっていうことについても、今後きちんと早急にですね、どういう対応をしながらごみの減量化へと進めてって、最終的には先ほど申しましたように64トンっていうものに対してですね、あとこれからの目標ってどのくらいになんのかっていうことについてはですね、1年ぐらい後にはある程度の数字が出ようかと思しますので、その辺のところでもまた64トンがいいのか、63トンでいいのか、どうのこうのいいんじゃないかっていうことについて判断させていただきたいと。まずはやはりごみの減量化については、やはり進めてまいります。対応をしていきます。

○副議長（久保智君） 世古議員。

○8番（世古正君） 私がなぜプラスチック問題にこだわっているかと言えばですね、ごみの持ち込まれる全体量の中のプラスチック類ってのは20数%だと言われてるんですね。あと70数%は可燃ごみ、普通の紙とかね、竹とかそういうものということで、20数%のプラスチックのごみの中でですね、それを燃やすことでその施設から出る二酸化炭素の排出量ってのは圧倒的にですね、90数%

なんですね。だからこれを減らせば二酸化炭素の大幅な削減に繋がるということがね、誰の目から見ても明らかだと思います。そのためには、各市町だけじゃなくしてですね、組合としても個人持込を認めてる以上は、そこから持ち込まれるごみについてですね、きちっとチェックをしながら一定分別もしていくと、必要であれば分別もする、指導もするというのもやっていかないとですね、さっき答弁がありましたようにね、持ち込まれたものは我々はごみとして受け取っているんだということで、来たものなんか燃やしてしまうという考え方は、これまでの考え方なんですね、それは。だから二酸化炭素削減に貢献しようと思えば、そんな中でいかに減らしていくかっていうことを各自治体と合わせて組合としても真剣に考えていかないとね、出るのは組合の施設から大量のね、二酸化炭素が排出されるということになるわけですからね。わずかなごみで、20数%のごみで9割以上の二酸化炭素、その25%が排出するんだと。これは大変なことですね。ここへメスを入れれば、地球温暖化計画をね、大幅に達成していくですね、目途が立ってくるんじゃないかと。全体の問題ありますけどもね、他の問題もたくさん絡んでますけども、ごみという問題に関してはそこ解決できてくんじゃないかと私は思ってるんですね。だから毎回毎回ですね、プラスチック問題を取り上げてるっていうのは、これがやっぱりネックになっているんだ、ごみの燃焼のね。だからいかに燃やさないようにできるかと、いかにリサイクルに回していくかという努力を真剣に皆がやらないとね、ごみ焼却場周辺の人たちは二酸化炭素も含めてね、色々な被害を被ることにもなりかねないと思うんですね。だからそのこと主張してるんです。もう一度管理者として、どうですか。

○副議長（久保智君） 管理者。

○管理者（加藤千速君） 私はですね、世古議員の発言に対して、否定するもんじゃないんです。私もそういうふうな形で、ごみの減量化、二酸化炭素排出量の、要するに激減っていうようなことを考えながら、やっていきたいと、やってるつもりでおりますので。ただ今後、その件については、おっしゃるとおり要するに一緒になって燃やしてるから、可燃ごみっていうことで、当然のことながら可燃ごみの中にそのプラスチックが含まれてるから、おっしゃる理屈は非常によく分かるんですよね。だからそのためには、どうしたらいいかっていうこともですね、今後5市町のそれぞれ色々と考えてきながらですね、その対応は図っていききたいと、このように考えております。だから例えば、要するに分別回収ってのを本当にきちんとできるのかどうかってことも含めてですね、きちんと対応はしなけりゃなんないなと考えております。

○副議長（久保智君） 世古議員。

○8番（世古正君） ちょっと飛んでしまったんですけども、環境影響評価調査のところ、検査項目っていうのは、資料では示されております、基本計画の中でも書かれております。どういうものをチェックするかと。4項目か5項目なんですね。それちょっと具体的に言ってくれますか。何と何と何をチェックするかと。

○副議長（久保智君） 事務局長。

○事務局長（福屋弘樹君） 大気質に関しては、煙突、排ガスからの排出ということに影響の要因として考えております。調査の地点といたしましては、計画地、尾鷲市立中央公民館、養護老人ホーム聖光園でございます。調査時期としては、4期。どういうことをやるかと言うと、地上気象、風向・風速等を1年間観測します。あと上昇気象も風向・風速・気温を観測いたします。

○副議長（久保智君） 世古議員。

○8番（世古正君） 環境影響評価調査のどこでやってるかっていう報告は今いただきました。施設

ができた場合ですね、年に1回は最低限、年1回はですね、各種の水銀等ですね、分析出さんならんのですけども、その辺はどのように考えてますか。何と何を分析されることになってますか、計画では。

○副議長（久保智君） 事務局長。

○事務局長（福屋弘樹君） 法令でその部分は定められております。ばいじんだとか、有害物質だとか、そういうものを調査するということになっております。

○副議長（久保智君） 世古議員。

○8番（世古正君） 水銀とかですね、具体的に皆この資料にも出ているんですね。調査項目ってのはね。これは年に1回ということで、国は定めております。ヨーロッパ行けば、日本は年に1回ですけども、ヨーロッパでは2週間連続してその週全体の分析をやらないと、正しい答えは出ないということで、2週間連続でヨーロッパではやっているみたいなんです。日本は年に1回、1日だけの大気分析、また土壌分析でいいということになってるわけですけども、本当にこれで安全が保てるのかどうか。ごみの中に含まれるカドミウムとか亜鉛、クロム、水銀、ヒ素等の重金属類ですね、それにプラスチックがあつて25%以上は燃やされるという前提ですから、当然そこに入っている可塑剤とか安定剤とかですね、難燃剤、防カビ剤等のこれらが排出される可能性もあるということで、非常に周辺の人にとってはね、厳しい状況になる可能性もある。環境基準は、国の基準よりも2倍も3倍も厳しくしてますと言うけれども、ゼロにはなってないですね、全部ね。これらが3年、5年と積み重なった時に、自然分解してくのはそれでよしとしてもですね、長期にわたって累積していけばね、0.01であってもそれは積み上がっていくと。そういうことでは、その辺の検討がしっかりとやっぱりやられないと、それと合わせてこの国の調査基準に入っていない重金属類がたくさんありますね。これらの分析もやっていかないと、水銀と何かだけではいいということでは決して私はないと思います。またプラスチックを燃える以上は、各種のそういう安定剤やそんなのが使われている、そのことは袋を見てもですね、また容器を見てもこのプラスチックはどういう組成で作られているってことは、一切書いてないんですね。企業秘密ということになってます。そういうことで、こういうものを燃やせば燃やすだけ各種の色々な有害なですね、ものが出てくる可能性があるんじゃないかという心配をしております。そこで、組合としてもですね、国の基準だけを頼りに、その分析でいいのかどうか、国は1日という提起をされておりますけども、御浜町の基本計画の中ではね、1日で終わらずにですね、2週間も連続と言わなくてもね、一定期間にわたって継続して調査をすることで、地域の皆さんの安全と健康を守るというような方向で検査体制を組むんだという基本計画なり今後の方針ってのは出せませんか。いかがですか。

○副議長（久保智君） 管理者。

○管理者（加藤千速君） 議員おっしゃるようになりますね、やはりこういうその公害防止基準っていうものは先ほど申しましたように、5つの話がありまして、これのその公害防止基準については法規制基準てのは当然ございます。それをベースにしながら、我々は考えてるわけなんですけども、今後それ以上にこれは何度も申し上げておりますけど、新ごみ処理施設の公害防止基準っていうものについてですね、一定のかなりの努力目標を立てながら、それに完全に近づけると、これを目標にしてるわけなんです。だからこれを目標にするためには、技術的な問題も色々あろうかと思えます。そういったことを加味しながら、公害防止基準っていうのを法規制基準よりもかなりきつめた内容のものを一応提示しております。これについては、きちんと守っていききたい、いかなきゃなんな

いと、守っていくということ。年に1回のっていうようなことについてなんですけども、一応この基準がうまくいってるかどうかは常にやっぱり見る必要があると。年に1回に環境アセスメントっていうんか、それをやってかなきゃなんない。しかし常にこの新しい新ごみ処理施設の、要するに技術っていうのはかなり進んでると思いますので、それをおっしゃるように年に2回にするのか3回にするのかっていう問題についてはですね、要するに技術革新っていうこういう問題もありますので、その辺のところも十分把握していきながら検討はさせていただかなきゃならないなと思っております。

○副議長（久保智君） 世古議員。

○8番（世古正君） 当然、年に1回であり、運転をですね、民間に委託するという前提なんです、今回の施設も。確かに当初の設備としてはね、最新の新しいものを入れられるっていうことでは、色んな有害物質なりそういう二酸化炭素も含めてですね、除去するための色んな装置ってのを付けられると思いますけれども、しかしこれがなぜ2週間ヨーロッパでやってるんかって言えば、1日で検査をすればですね、そのときに委託してる業者が、あまり出ないようなごみ質を選んでですね、燃やして検査をパスするというのも有り得るんですね。だからヨーロッパでは2週間連続して検査を続けることによって、そういうことを防いでいくと。1日だけならなんかとね、その日ごみの調整をして、温度調整もしながら、色んな二酸化炭素や重金属やその他のもの水銀等もあまり出ないようなね、形のごみの燃やし方ってのはやっぱりやってしまうと、検査を通るために、いうことも有り得るわけですから、だから年に何回か抜き打ち的にもやるということも含めて考えておかないと、本当に地域の人々が検査結果を見て、これで私たち安心だと言ってもらえるんかどうかということでは、やっぱり検査の信頼性っていうのが、年に1回のそれだけでは信頼が得られていかんのではないかと私は思うんですね。もう一度だけご回答ください。

○副議長（久保智君） 管理者。

○管理者（加藤千速君） 先ほどの世古議員の話については、今度選ぶ要するに公営民設でやっていくという、一から結局反対するような感じですよ。私はやっぱりそういうところを選ぶ以上は、民間事業者っていうものに対してやっぱり信頼関係でお互いにやってかなきゃなんないと思います。それはヨーロッパでそういう事例はあったのかどうかよく分かりませんが、やはり我々はその辺のところをきちんとしっかりとですね、きちんとチェックしていきながら、事業者を選ばなきゃなんない、これはまず全員が我々関係者全員がそうですよ。データのためにどうのこうのしてるわけじゃないんですよ。全体の大気汚染にならないような形で、きちんとデータを取りながら分析して、どう答えていくのかっていう、これが私は本心でございますので。ただ相手のことを信頼しないっていうことを前提としたですね、そういうことについては私は納得はいきません。ただ我々としては、せつかく今後どういう事業者が選ばれるのかどうか分かりませんが、そういうしっかりした事業者でもってね、やはりそういう大気汚染についてはきちんとチェックできるような、そういう事業者もやっぱり選ばなきゃなんない、このように考えております。

○副議長（久保智君） 世古議員に申し上げます。お時間にご留意ください。

○8番（世古正君） 管理者そう言われますけど、これまで日本の各地区でですね、ダイオキシンが大量に周辺にまき散らされて問題になってるところもあるわけですよ。あそこも同じように検査してるはずなんです。しかし、検査が通ってるんですよ、国内の中でもね。ヨーロッパだけの問題じゃない、日本国内の中でもダイオキシンが周辺部に拡散されているとかね、という状況があっ

て、問題になっているニュースになっているところもあったわけですね。そこもやっぱり検査は、法定検査ですから年に1回やってるんですねちゃんと。だから私は1回を信頼するかしないかじゃない、信頼してあってもですね、住民の目線から見たときに安心できる情報を提供するために、複数回のね検査を定期的にやると、組合としても。それが必要じゃないかという提案をしているんです。一度、ご検討ください。

○副議長（久保智君） 管理者。

○管理者（加藤千速君） ダイオキシンの問題についてはですね、私は大阪に住んでた時に、確か20年前でしょうかね、大阪府の能勢町で大変なダイオキシンの問題になった、あれは完全に人為的な問題でした。昨今、そのダイオキシンの云々ってということについては、そういうそのダイオキシンの大変だっというような話は、昨今では聞いておりません。特に、政府の環境省の方としましても、ダイオキシンの排出量ってのは、これ大変な大きな問題で、我々としてもそれがなったら終わりだと思ってます。これについては、注視しながらですね、きちんとやってかなきゃなんない。だから、要するに50年前の中電の頃、20年前にも先ほど申しましたような能勢町のそういうダイオキシンの問題、これについては、しかし今現在としては非常に環境省の方でもかなり強い環境アセスをやってきながら、チェック体制をやっております。我々もやっぱり、ダイオキシンのってこれ一番皆さん方が気にしてる話ですから、これについては基準値以下で徹底的にやってかなきゃなんない、そういう認識のもとで施設をですね、作り上げていきたい、開業していきたい、このように考えております。

○副議長（久保智君） 世古議員。

○8番（世古正君） 是非、管理者が言われるような方向でですね、しっかりと管理監督をやっているだけか、と思います。最後にですね、住民からの意見についてということで、出してあります。パブリックコメントの結果をいただきましたが、多くの問題点が指摘をされております。意見に対する回答は、関係市町の住民や回答者個人にどのような形で返していられるのか、お尋ねをしたいと思います。また、意見集約によってですね、計画に反映されたものはどのようなものがあるのかも、ご説明を求めたいと思います。また、意見の中ではですね、ダウンウォッシュとかダウンドラフトという問題が提起されております。中電三田火力発電所を参考にですね、問題が指摘されているわけですが、基本計画には反映されていないように思いますが、この問題提起に対しては、どのように考えておられるのかお尋ねをしたいと思います。最後に、周辺地域住民の皆さんの理解を求めることについて、これまで毎回のよう提案をしまし、本日の反対討論の中でも立ち止まって考える、そのために時間を取りながら、現状の地域住民の皆さんの理解を求めるところをその間にしっかりしてくださいということで、紀北町が決議したんだということでしたから、その辺も含めてですね、地域住民の皆さんの理解を求め、この間どうされてきたのか、到達点をお聞きをしたいと思います。

○副議長（久保智君） 管理者。

○管理者（加藤千速君） この前の8月、11月に行われました住民説明会、パブリックコメント、色んなご意見を頂戴いたしました。特に、パブリックコメントにおきましてはですね、意見を提出された方が38名いらっしゃいました。その中で、66のご意見を頂戴しました。その中で重複等々ございましたものですから、それを整理しますとだいたいそれぞれの案件によって26あったということ、これは前回の全員協議会でもご報告させていただいたんですけども、そういった中でですね、

見直しについては1つだけありました。1つだけの見直しをさせていただいたものがございます。それについてご報告させていただきますと、非常用電源設備の役割に関し、停電時の炉の立ち下げに関する記載が必要ではないかっていう、そういうご意見に受けましてですね、基本計画の中の66ページに書いてあるんですが、非常用電源設備の記載に非常用電源設備が備えるべき機能として、停電発生時における炉の立ち下げ、施設の安全停止に必要な電力の確保に関することを追記しました。その他のものにつきましては、意見や提案内容がすでに基本計画に反映されているものがございますので、今後の取り組みの参考にさせていただきたいと。ダウンウォッシュ現象、ダウンドラフト現象につきましてはですね、中身につきましては局長の方から説明いたさせます。

○副議長（久保智君） 事務局長。

○事務局長（福屋弘樹君） まず、ダウンウォッシュ現象、ダウンドラフト現象なんですけど、基本計画の57ページに少し紹介させていただいております。ダウンウォッシュ現象、ダウンドラフト現象の影響についてであります。基本計画では排ガスの拡散による環境への影響、航空法への対応、建設コスト、他自治体の整備事例の観点から、煙突の高さを59メートルに設定いたしました。これによるダウンウォッシュ現象、ダウンドラフト現象の影響につきましては、生活環境影響調査の中の予測影響の分析において、検証してまいります。

○副議長（久保智君） 管理者。

○管理者（加藤千速君） 今回の非常にこのごみ処理施設の件については、まず一番大きな関心事としては大気汚染、これについてどう対応してくのかっていうことだと思います。それを先ほども申し上げましたように、国の基準に則りながら、さらに必要な部分については施設の基準を、国以上にそれ以下にその基準値を定めながら、一生懸命環境汚染対策、環境汚染こういったものについてですね、きちんとしっかりと要するに実施を行いながら、その出たデータを分析してですね、きちんと報告しながら、大気汚染的な要するに環境保全計画っていうのをきちんと作り上げていながら、法規制基準あるいは公害防止基準、こういったことを遵守した形の中で、きちんと具体的に今回の生活環境の影響調査にしろですね、これから進める設計調査にしろ、色んな形のことを踏まえながら、問題の起こらないような形で取り組んでいきたいと。必要に応じて、その方々に対してご説明に上がりたいと、このように考えております。

○副議長（久保智君） これにて世古正議員の質問を終了いたします。以上で一般質問を終了いたします。

閉 議

○副議長（久保智君） 以上をもちまして本定例会の日程はすべて終了いたしました。閉会に際し、管理者よりご挨拶があります。管理者。

管理者の挨拶

○管理者（加藤千速君） 閉会にあたりまして、一言挨拶を申し上げます。本定例会への提出議案につきましては慎重にご審議をいただき、いずれもご承認を賜りまして厚く御礼を申し上げます。予算の執行にあたりましては、皆様から賜りました様々なご指摘、ご意見につきまして、十分留意のうえ、引き続き組合運営に努めてまいりますので、議員の皆様には更なるご指導、ご鞭撻を賜りま

すようお願い申しあげまして閉会の挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

閉 会

○副議長（久保智君） これをもちまして、令和5年第1回東紀州環境施設組合議会定例会を閉会いたします。皆さま本日はご苦労さまでした。

午後 12時37分 閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

議 長 小 川 公 明

署名議員 山 本 章 彦

署名議員 向 井 健 雅